

東京学芸大学学則の全部を改正する学則を次のように制定する。

平成16年 3 月18日

東京学芸大学長
鷲 山 恭 彦

平成16年学則第 2 号

東京学芸大学学則の全部を改正する学則

東京学芸大学学則（昭和25年 5 月 2 日制定）の全部について、別紙のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学則

目次

- 第1章 総則
 - 第1節 目的（第1条）
 - 第2節 点検評価（第2条）
 - 第2章 組織，役員，職員及び教授会
 - 第1節 組織（第3条－第11条）
 - 第2節 役員及び職員（第12条－第20条）
 - 第3節 教授会（第21条）
 - 第3章 課程，入学定員，履修，卒業要件及び学位
 - 第1節 課程，入学定員等（第22条）
 - 第2節 履修，卒業要件及び学位（第23条－第27条）
 - 第4章 修業年限，在学期間，学年，学期及び休業日
 - 第1節 修業年限及び在学期間（第28条・第29条）
 - 第2節 学年，学期及び休業日（第30条－第32条）
 - 第5章 入学，転入学，再入学，課程等の変更，休学，復学，留学，退学，除籍，賞罰等
 - 第1節 入学（第33条－第37条）
 - 第2節 転入学，再入学及び課程等の変更（第38条－第40条）
 - 第3節 休学及び復学（第41条）
 - 第4節 留学（第42条）
 - 第5節 退学，他大学の受験及び除籍（第43条－第45条）
 - 第6節 賞罰（第46条－第48条）
 - 第6章 入学料及び授業料（第49条－第61条）
 - 第7章 科目等履修生，研究生，特別聴講学生，学寮，公開講座等
 - 第1節 科目等履修生，研究生及び特別聴講学生（第62条－第64条）
 - 第2節 学寮，国際学生宿舍及び国際交流会館（第65条・第66条）
 - 第3節 公開講座（第67条）
- 附則

第1章 総則
第1節 目的

（目的）

- 第1条 国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）は，人権を尊重し，すべての人々が共生する社会の建設と世界平和の実現に寄与するため，豊かな人間性と科学的精神に立脚した学芸諸般の教育研究活動を通して，高い知識と教養を備えた創造力・実践力に富む有為の教育者を養成することを目的とする。

第2節 点検評価

（点検評価）

- 第2条 本学は，その教育研究水準の向上を図り，本学の目的及び社会的使命を達成するため，本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い，その結果を公表するものとする。
- 2 本学は，前項の点検及び評価の結果について，本学職員以外の者による検証を行うものとする。
- 3 前2項の点検及び評価に関する規程は，別に定める。

第2章 組織，役員，職員及び教授会

第1節 組織

（役員会等）

- 第3条 本学に役員会，経営協議会及び教育研究評議会を置く。
- 2 役員会，経営協議会及び教育研究評議会に関する規程は，別に定める。

（学部及び学系）

- 第4条 本学に教育学部を置く。
- 2 教育学部に次の学系を置く。
- (1) 総合教育科学系
 - (2) 人文社会科学系

- (3) 自然科学系
- (4) 芸術・スポーツ科学系
- 3 教育学部及び学系の組織並びに運営に関する規程は、別に定める。
(特殊教育特別専攻科)
- 第5条 本学に特殊教育特別専攻科を置く。
- 2 特殊教育特別専攻科に関する規程は、別に定める。
(大学院)
- 第6条 本学に大学院を置く。
- 2 大学院に関する学則及び規程は、別に定める。
(事務局)
- 第7条 本学に事務局を置く。
- 2 事務局及び事務組織に関する規程は、別に定める。
(附属図書館)
- 第8条 本学に附属図書館を置く。
- 2 附属図書館に関する規程は、別に定める。
(施設及びセンター)
- 第9条 本学に次の施設及びセンターを置く。
 - (1) 環境教育実践施設
 - (2) 教育実践研究支援センター
 - (3) 留学生センター
 - (4) 国際教育センター
 - (5) 教員養成カリキュラム開発研究センター
 - (6) 保健管理センター
 - (7) 情報処理センター
 - (8) 放射性同位元素総合実験施設
 - (9) 有害廃棄物処理施設
 - (10) 現職教員研修支援センター
- 2 施設及びセンターに関する規程は、別に定める。
(附属学校運営部)
- 第10条 本学に附属学校運営部を置く。
- 2 附属学校運営部に関する規程は、別に定める。
(附属学校)
- 第11条 本学に次の附属学校を置く。
 - (1) 附属世田谷小学校
 - (2) 附属小金井小学校
 - (3) 附属大泉小学校
 - (4) 附属竹早小学校
 - (5) 附属世田谷中学校
 - (6) 附属小金井中学校
 - (7) 附属大泉中学校
 - (8) 附属竹早中学校
 - (9) 附属高等学校
 - (10) 附属養護学校
 - (11) 附属幼稚園
- 2 附属学校に関する規程は、別に定める。
第2節 役員及び職員
(役員)
- 第12条 本学に学長、理事及び監事の役員を置く。
- 2 役員に関する規程は、別に定める。
(職員)
- 第13条 本学に副学長、教授、助教授、講師、助手、教頭、教諭、養護教諭、事務職員及びその他の職員を置く。
(副学長)
- 第14条 副学長は、理事をもって充てる。
- 2 副学長に関する規程は、別に定める。
(事務局長)
- 第15条 事務局に事務局長を置く。
- 2 事務局長は、事務職員をもって充てる。
(学系長)

- 第16条 教育学部の各学系に学系長を置く。
 2 学系長は、教授をもって充てる。
 （附属図書館長）
- 第17条 附属図書館に館長を置く。
 2 館長は、教授をもって充てる。
 （施設及びセンターの長）
- 第18条 施設に施設長を置き、センターにセンター長（保健管理センターにあつては、所長。次項において同じ。）を置く。
 2 施設長及びセンター長は、教授をもって充てる。
 （附属学校長）
- 第19条 附属学校に校長（幼稚園にあつては園長。次項において同じ。）を置く。
 2 校長は、教授をもって充てる。
 （職務）
- 第20条 役員及び職員の職務は、法令及び別に定めるところによる。
- 第3節 教授会
 （教授会）
- 第21条 教育学部の各学系に教授会を置く。
 2 教授会に関する規程は、別に定める。
- 第3章 課程，入学定員，履修，卒業要件及び学位
 第1節 課程，入学定員等
 （課程及び入学定員等）
- 第22条 本学に，教育系及び教養系の課程を置く。
 2 教育系及び教養系の課程，専攻及び選修並びに入学定員及び収容定員は，次の表に掲げるとおりとする。ただし，初等教育教員養成課程の各選修，中等教育教員養成課程の各専攻及び教養系の各課程の各専攻の定員は，別に定める。

系	課 程（ 類 ）	専 攻	選 修	入学定員	収容定員
教 育 系	初等教育教員養成課程（A類）		国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，家庭教育，学校教育，幼稚園	400名	1,600名
	中等教育教員養成課程（B類）	国語		155名	620名
		社会			
		数学			
		理科			
		音楽			
		美術			
		保健体育			
		家庭			
		技術			
		英語			
		書道			
	障害児教育教員養成課	聴覚障害児教育		35名	140名
		養護学校教育			

	程（C類）	言 語 障 害 児 教 育			
教 養 系	生涯学習課程（L類）	学 習 社 会 文 化		85名	340名
		生 涯 ス ポ ー ツ			
	人間福祉課程（N類）	カ ウ ン セ リ ン グ		75名	300名
		総 合 社 会 シ ス テ ム			
	国際理解教育課程（K類）	国 際 教 育		105名	420名
		多 言 語 多 文 化			
		日 本 語 教 育			
		日 本 研 究			
		ア ジ ア 研 究			
		欧 米 研 究			
	環境教育課程（F類）	環 境 教 育		100名	400名
		自 然 環 境 科 学			
		文 化 財 科 学			
	情報教育課程（J類）	情 報 教 育		45名	180名
芸術文化課程（G類）	音 楽		65名	260名	
	美 術				
	書 道				
	表 現 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン				
計				1, 065名	4, 260名

第2節 履修、卒業要件及び学位

（専攻又は選修の選択等）

第23条 学生は、前条の各課程に属する専攻又は選修のいずれか一つを選択しなければならない。

2 各課程の履修基準、履修方法及び取得できる免許状に関し必要な事項は、別に定める。

（他大学等の授業科目の履修）

第24条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により学生が他の大学又は短期大学で修得した単位については、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

4 第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、次条第1項及び第2項並びに第42条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

5 前各項に定めるもののほか、単位認定等に関し必要な事項は、別に定める。

（入学前の修得単位）

第25条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生の規定により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、修業年限を短縮することはできない。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第2項及び第3項並びに第42条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、単位認定等に関し必要な事項は、別に定める。
(卒業要件)
- 第26条 本学に4年以上在学し、課程ごとに定める履修基準により所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
(学位)
- 第27条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。
- 2 学位に関する事項は、別に定める。
- 第4章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日
第1節 修業年限及び在学期間
(修業年限)
- 第28条 本学の修業年限は、4年とする。
(在学期間)
- 第29条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、休学期間は、在学年数に算入しない。
第2節 学年、学期及び休業日
(学年)
- 第30条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
(学期)
- 第31条 学年を次の2期に分ける。
前学期 4月から9月まで
後学期 10月から翌年3月まで
(休業日)
- 第32条 休業日は、次のとおりとする。
(1) 日曜日及び土曜日
(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
(3) 創立記念日(5月31日)
- 2 前項に定める休業日以外の休業日については、別に定める。
- 第5章 入学、転入学、再入学、課程等の変更、休学、復学、留学、退学、除籍、賞罰等
第1節 入学
(入学の時期)
- 第33条 入学の時期は、毎年4月とする。
(入学資格)
- 第34条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者でなければならない。
(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
(5) 文部科学大臣の指定した者
(6) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
(7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
(入学の出願)
- 第35条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。
(入学者の選考)
- 第36条 前条の入学志願者については、別に定めるところによる選考の結果に基

づき、教授会の議を経て学長が合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第37条 前条の規定に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された者を含む。）に入学を許可する。

第2節 転入学、再入学及び課程等の変更

(転入学)

第38条 他大学の学生で、本学に転入学を志願する者があったときは、その事由及び学力等を審査した上、これを許可することができる。

2 転入学願は、当該大学を経由して提出しなければならない。

(再入学)

第39条 本学の退学者が再入学を願い出たときは、選考の上、これを許可することができる。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(課程等の変更)

第40条 学生が課程の変更又は専攻、選修の変更を志望したときは、その事由及び学力等を審査した上、これを許可することができる。

第3節 休学及び復学

(休学及び復学)

第41条 学生が病気その他やむを得ない事情のため、2月以上修学することができないときは、学長に願い出て許可を得た上、当該期間休学することができる。

ただし、病気の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き許可を願い出て、2年まで休学することができる。

3 休学期間中でもその事情が終わったときは、届け出て復学することができる。

4 休学及び復学に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 留学

(留学)

第42条 本学は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学に留学することを認めることができる。

2 前項の規定により学生が留学する場合は、休学の取扱いをしないものとする。

3 第24条第2項及び第4項の規定は、第1項の規定により学生が留学する場合に準用する。

4 留学の手続その他留学に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 退学、他大学の受験及び除籍

(退学)

第43条 学生が退学を希望するときは、保証人連署の上、学長の許可を得なければならない。

2 退学に関し必要な事項は、別に定める。

(他大学の受験及び転学)

第44条 学生が他大学の入学試験を受験しようとするときは、学長に届け出なければならない。

2 学生が他大学へ転学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

3 他大学の受験及び転学に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第45条 次の各号の1に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第29条に定める在学年限を超えた者

(2) 保証人又はこれに代わる者から死亡の届出等のあった者

(3) 長期間にわたり授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 入学料の免除を願い出た者のうち、免除を不許可とされた者及び一部について免除を許可された者で指定期間内に入学料を納付しない者（入学料の徴収猶予を願い出た者を除く。）

(5) 入学料の徴収猶予を願い出た者のうち、徴収猶予を許可された者で徴収猶予期間内に入学料を納付しない者及び徴収猶予を許可されなかった者で指定期間内に入学料を納付しない者

第6節 賞罰

(表彰)

第46条 学生として表彰に価する行為のあったときは、学長がこれを表彰する。
2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第47条 学生が学校の秩序を乱し、その他本分に反した行為をしたときは、教授会及び教育研究評議会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

(懲戒の種類)

第48条 懲戒は、退学、停学及び戒告とする。

2 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 入学料及び授業料

(入学料及び授業料の額)

第49条 入学料及び授業料の額は、別に定める。

(入学料の免除)

第50条 入学料の納付が極めて困難である者については、願い出により選考の上、入学料の全部又は一部を免除することができる。

2 入学料の納付期限までの納付が困難である者については、願い出により選考の上、入学料の徴収を猶予することができる。

(入学料の免除等の手続)

第51条 前条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を希望する者は、別に定めるところにより、入学料の免除願又は徴収猶予願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(不許可とされた者等の納付期限)

第52条 入学料の免除を願い出て、免除を不許可とされた者及び一部について免除を許可された者並びに入学料の徴収猶予を願い出て許可されなかった者にかかる入学料は、指定期間内に納めなければならない。

2 入学料の徴収猶予を許可された者にかかる入学料は、徴収猶予期間内に納めなければならない。

(授業料の納付期限)

第53条 授業料は、次の2期に分けて、それぞれ年額の2分の1に相当する額を納めなければならない。

前期 (4月1日から9月30日まで) 4月30日まで

後期 (10月1日から翌年3月31日まで) 10月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期にかかる授業料を徴収するときに、当該年度の後期にかかる授業料を併せて徴収するものとする。

3 入学年度の前期又は前期及び後期にかかる授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(授業料の分納又は徴収猶予)

第54条 特別の事情があり、前条の規定により難しい場合は、授業料の分納(分納の月割額は年額の12分の1の額とする。)又は当該期末までの徴収猶予を許可することができる。

(分納又は徴収猶予の手続)

第55条 前条の規定により授業料の分納又は徴収猶予を希望する者は、別に定めるところにより、授業料の分納願又は徴収猶予願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(授業料の免除)

第56条 学費の支払が極めて困難な学生には、願い出により選考の上、授業料の全部又は一部の免除を許可することができる。

(授業料の免除の手続)

第57条 前条の規定により授業料の免除を希望するものは、別に定めるところにより、授業料の免除願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(授業料の免除等の許可の時期)

第58条 授業料の免除並びに分納及び徴収猶予の許可は、期ごとに行う。

(休学期間の授業料)

第59条 休学した学生に対しては、その休学期間の授業料を免除する。

(退学又は停学の場合の授業料)

第60条 退学又は停学の場合でも、その期にかかる授業料は納めなければならない。

(授業料等の返付)

第61条 一度納付した入学料及び授業料は返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学を許可するときに授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合は、納付した者の申出により当該授業料相当額を返付することができる。

3 第53条第2項及び第3項の規定により前期にかかる授業料を徴収するときに、後期にかかる授業料を併せて納付した者が、当該年度の9月30日までに休学又は退学した場合は、第1項の規定にかかわらず、納付した者の申出により後期にかかる授業料相当額を返付することができる。

第7章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、学寮、公開講座等

第1節 科目等履修生、研究生及び特別聴講学生

(科目等履修生)

第62条 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、正規の課程に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(研究生)

第63条 公の機関等が、その所属職員に対する研究指導を本学に委託することを希望するとき、又は本学学生以外の者が、本学において研究指導を受けることを志望するときは、本学学生に対する授業及び研究指導に支障をきたさない範囲において選考を行い、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第64条 本学において授業科目を履修しようとする他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

第2節 学寮、国際学生宿舎及び国際交流会館

(学寮及び国際学生宿舎)

第65条 本学に学寮及び国際学生宿舎を設ける。

2 学寮及び国際学生宿舎に関する規程は、別に定める。

(国際交流会館)

第66条 本学に国際交流会館を設ける。

2 国際交流会館に関する規程は、別に定める。

第3節 公開講座

(公開講座)

第67条 本学に公開講座の施設を設ける。

2 公開講座に関する規程は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立大学法人東京学芸大学成立の際、現に東京学芸大学に在学している学生（科目等履修生、研究生及び特別聴講学生を含む。）は、国立大学法人東京学芸大学が設置する東京学芸大学の学生となるものとする。

3 第22条の規定は、平成12年度以降に入学した者から適用し、平成11年度以前に入学した者については、東京学芸大学学則の一部を改正する学則（平成12年学則第1号）附則第2項の規定による。